

グループホーム RU・RU・RU
(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)
運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人中野会が開設するグループホームRU・RU・RU（以下「当事業所」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の従業者が、自立した生活が困難になった認知症状態にある要支援2・要介護者に対して、共同生活を営む住居において、安心して日常生活を送ることができるよう適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、共同生活住居における家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じそれぞれの役割を持って自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

- 2 当事業所の従業者は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 当事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム RU・RU・RU
- (2) 所在地 愛知県半田市成岩本町三丁目60番地の3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務、介護従事者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
計画作成担当者 1名（常勤兼務、介護従事者と兼務）
介護従事者 8名以上（常勤換算）
従業者は入居者に対し必要な介護及び支援を行う。

(入居者定員)

第5条 入居定員は18名とする。（ユニット数は2ユニットで、ユニットごとの入居定員は9名とする。）

(介護事業所サービスの内容及び利用料等)

事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の支援
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

2 その他の費用

その他の費用として、居住費・食費・光熱水費・管理費等利用料を別に定める料金表のとおり支払いを入居者から受ける事ができる。

- 3 当事業所は、前項に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には入居者又はその家族に対し説明を行うこととする。

(介護サービス計画の作成)

第7条 事業の開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画及び認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に関しては、入居者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 入居者に対し介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(入退居に当たっての留意事項)

第8条 対象者は要支援2・要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居となる場合がある。
- 3 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(衛生管理)

第9条 事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(非常災害対策)

第10条 当事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た入居者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者及びその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人役員と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。